

日本胸部外科学会規則

第 1 章 総 則

第 1 条（名 称） 本会は、日本胸部外科学会という。

第 2 条（事 務 所） 本会は、事務所を東京都文京区後楽 2 丁目 3 番 10 号 白王ビル内に置く。

第 3 条（目 的） 本会は、胸部外科学の進歩と普及を図り、これを通じて学術文化の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条（事 業） 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 定期学術集会及びその他の学術集会などの開催
- (2) 機関誌及び図書などの刊行
- (3) 胸部外科学に関する調査研究及び教育
- (4) 専門医制度に関する事業
- (5) 内外の関係学術団体との連絡提携及び調整
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 5 条（地 方 会） 本会に、地方会を置く。

第 2 章 会 員

第 6 条（種 別） 本会の会員は、次の 4 種とする。

- (1) 一般会員
医師又は医学研究者であって、本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 正会員
一般会員の中から、別に定める規定に従って選任された者
- (3) 特別会員
本会に対して特別の功労のあった者の中から、理事会及び評議員会の議を経て、会長が推薦した者
- (4) 名誉会員
胸部外科学の進歩に多大の寄与のあった者の中から、理事会及び評議員会の議を経て、会長が推薦した者

第 7 条（入 会） 一般会員になろうとする者は、正会員の入会推薦書とともに、当該年度の会費を添えて所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 会員の住所、氏名、勤務施設又はその他の届出事項に変更があったときは、その旨を直ちに文書をもって届け出なければならない。

第 8 条（資格の喪失） 会員は、次の理由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 引続き 2 年にわたる会費の滞納
- (3) 禁治産又は準禁治産の宣告
- (4) 死亡又は失そう宣告
- (5) 除名

第 9 条（退 会） 退会を希望する会員は、理由を付して理事会に届け出なければならない。

第 10 条（除 名） 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為のあった会員は、理事会及び評議員会の議決によって、これを除名することができる。

第 11 条（会 費） 一般会員及び正会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2. 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返付しない。
3. 特別会員及び名誉会員は、会費の納入を必要としない。

第 3 章 役 員

第12条（設 置） 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 9名以上12名以内（会長及び副会長を含む）
- (4) 監事 2名又は3名

第13条（選 任） 会長及び副会長は、評議員会で、評議員の中から選任し、総会の承認を受ける。

2. 会長及び副会長並びに任期を残す理事を除いて、その他の理事及び監事は、会長及び副会長を選任したのちに、評議員会で、評議員の中から選任し、総会の承認を受ける。

第14条（職 務） 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあったとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を組織し、この規則に定められた事項のほか、総会の権限に属する事項以外の事項を議決し、執行する。
4. 監事は、資産の状況及び理事の会務執行の状況を監査する。

第15条（任 期） 会長及び副会長並びに監事の任期は、1年とし、選任された年の定期学術集会終了の翌日に始まり、次期定期学術集会終了の日に終わる。

2. 会長及び副会長以外の理事の任期は、2年とし、選任された年の定期学術集会終了の翌日に始まり、次々期定期学術集会終了の日に終わる。
3. 会長及び副会長以外の役員は、再任されることができる。
ただし、理事については、会長及び副会長の任期各1年を除いて通算4年、監事については、通算2年を超えて、再任されることができない。
4. 補欠によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 増員によって選任された理事の任期は、選任された翌日に始まり、次々期定期学術集会終了の日に終わる。
6. 増員によって選任された監事の任期は、現任者の残任期間とする。
7. 役員は、その任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第16条（解 任） 役員に、役員としてふさわしくない行為があったとき、又は特別の事情があるときは、その任期中であっても、理事会及び評議員会の議決によって、これを解任することができる。

第 4 章 評 議 員

第17条（設 置） 本会に、250名以上300名以内の評議員を置く。

第18条（選 任） 評議員は、評議員の立候補資格を有する正会員の中から、別に定める規定に従って選任する。ただし、満65歳を越えた者を、評議員として選任することができない。

第19条（職 務） 評議員は、評議員会を組織し、この規則に定められた事項のほか、会長の諮問に応じて、本会の運営に関する重要な事項を審議する。

第20条（任 期） 評議員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

第21条（解 任） 評議員に、評議員としてふさわしくない行為があったとき、又は特別の事情があるときは、理事会及び評議員会の議決によって、これを解任することができる。

第 5 章 名 誉 会 長

第22条（設 置） 会長は、本会に対して特に顕著な功績のあった名誉会員について、理事会及び評議員会の議を経て、名誉会長に推薦することができる。

第23条（職 務） 名誉会長は、会長の諮問に応ずるものとする。

第 6 章 幹事及び職員

第24条（設 置） 本会に、幹事及び職員を置く。

第25条（幹 事） 幹事は、理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

2. 幹事は、会長の命を受けて、庶務を分掌する。
3. 幹事の任期は、1年とする。

第26条（職員） 職員は、理事会の議を経て、会長がこれを任免する。

2. 職員は、別に定める規定に従って、職務を遂行する。
3. 職員の給与などは、別に定める規定に従って、会長が決定する。

第 7 章 会議及び委員会

第27条（会議の種別） 本会の会議は、次の3種とする。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 総会

第28条（理事会） 理事会は、理事をもって構成する。

2. 理事会は、定期理事会及び臨時理事会とする。
3. 定期理事会は、毎年3回、会長がこれを招集する。
4. 会長は、会長がその必要を認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上若しくは監事から会議の目的とする事項を示して請求があったときは、必要を認めた日、又は請求があった日から10日以内に、臨時理事会を招集しなければならない。
5. 理事会の議長は、会長とする。
6. 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
ただし、当該議事について、文書によってあらかじめ意志を表示した者は、これを出席者とみなす。
7. この規則に別に定められた事項のほか、次の事項については、理事会の議決を受けなければならない。
 - (1) 評議員会及び総会に提案する事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項
8. 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

第29条（評議員会） 評議員会は、評議員をもって構成する。

2. 評議員会は、定期評議員会及び臨時評議員会とする。
3. 定期評議員会は、毎年1回、会長が招集し、定期学術集会の会期前に、その開催地において開催する。
4. 会長は、理事会が議決したとき、又は評議員現在数の3分の1以上若しくは監事から会議の目的とする事項を示して請求があったときは、議決した日、又は請求があった日から20日以内に、臨時評議員会を招集しなければならない。
5. 定期評議員会の議長は、会長とし、臨時評議員会の議長は、会議の都度、出席者の互選によって選任する。
6. 評議員会は、評議員現在数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。前条第6項のただし書の規定は、この場合に準用する。
7. この規則に別に定められた事項のほか、次の事項については、評議員会の議決を受けなければならない。
 - (1) 総会に提案する事項
 - (2) 理事会が必要と認めたその他の事項
8. 特別会員及び名誉会員は、評議員会に出席して、意見を述べることができる。

第30条（総会） 総会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 一般会員
- (2) 正会員
- (3) 特別会員
- (4) 名誉会員

2. 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
 3. 定期総会は、毎年1回、会長が招集し、定期学術集会の会期中に、その開催地において開催する。
 4. 会長は、理事会若しくは評議員会が議決したとき、又は会員現在数の5分の1以上若しくは監事から会議の目的とする事項を示して請求があったときは、議決した日、又は請求があった日から30日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
 5. 会長は、総会の招集に当っては、会議の目的とする事項、日時及び場所を示して、開会の日の15日前までに、文書又は機関誌によって、会員に通知しなければならない。
 6. 定期総会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は、会議の都度、出席者の互選によって選任する。
 7. 次期定期総会の開催地及び開催時期は、評議員会の議決及び総会の承認を受けなければならない。
 8. この規則に別に定められた事項のほか、次の事項については、総会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業計画
 - (2) 事業報告
 - (3) その他本会の運営に関する重要な事項
 9. 総会の議事及び議決事項は、文書又は機関誌によって、会員に通知しなければならない。
- 第31条（議 決） すべての会議の議事は、この規則に特に定められた場合のほかは、出席者の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第32条（議 事 録） すべての会議の議事録は、議長が作成し、議長及び出席者代表2名が署名のうえ、これを保存する。
- 第33条（委 員 会） 本会に、委員会を置くことができる。
2. 委員会の設置又は解散は、理事会の議決による。
 3. 委員会の委員長及び委員は、別に定められた場合のほかは、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

第 8 章 資産及び会計

- 第34条（資産の構成） 本会の資産は、次の財産をもって構成する。
- (1) 会費
 - (2) 事業に伴う収入
 - (3) 資産から生ずる果実
 - (4) 寄付金品
 - (5) その他の収入
- 第35条（資産の種別） 資産は、次の2種とする。
- (1) 基本財産
 - (2) 運用財産
2. 基本財産は、次の財産をもって構成する。
 - (1) 財産目録のうち、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会が基本財産に繰り入れることを議決した財産
 3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
 4. 寄付金品であって、寄付者の指定があるときは、その指定に従う。
- 第36条（基本財産の処分の制限） 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その一部にかぎり、処分し、又は担保に供することができる。
- 第37条（資産の管理） 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決によって定める。
2. 基本財産のうち、現金は、理事会の議決によって、確実な有価証券を購入し、若しくは確実な信託銀行に信託し、又は定額郵便貯金、若しくは定期預金として、会長が保管しなければならない。ただし、理事会及び評議員会の議決を経て、不動産を購入することを妨げない。

第38条（経費の支弁） 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

第39条（予算） 本会の収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会及び評議員会の議決を経、かつ総会の承認を受けなければならない。

第40条（決算） 本会の収支決算は、毎会計年度終了後に会長が作成し、監事の監査を経て、評議員会及び総会の承認を受けなければならない。

第41条（会計の管理） 本会の会計は、会長又は会長が指名した理事が管理する。

第42条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第 9 章 規則の変更及び解散

第43条（規則の変更） この規則は、理事会及び評議員会において、おのおの3分の2以上の議決を経、かつ、総会の承認を受けなければ、変更することができない。

第44条（解散） 本会は、理事会及び評議員会において、おのおの4分の3以上の議決を経、かつ、総会の承認を受けなければ、解散することができない。

第45条（資産の処分） 本会の解散後の残余財産は、理事会及び評議員会において、おのおの4分の3以上の議決を経、かつ、総会の承認を受けて、本会と類似の目的を有する公益事業団体に寄付するものとする。

第 10 章 補 則

第46条（委任） この規則を施行するために必要な細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、別に定める。

附 則

1. この規則は、昭和23年11月3日から施行する。
2. この規則は、昭和42年10月4日から改正する。
3. この規則は、昭和48年9月20日から改正する。
4. この規則は、昭和53年10月12日から改正する。
5. この規則は、昭和57年10月13日から改正する。
6. この規則は、昭和58年11月11日から改正する。
7. この規則は、昭和60年10月3日から改正する。
8. この規則は、昭和61年10月15日から改正し、昭和63年1月1日から施行する。
ただし、現評議員は次回の改選まではその資格を失わないこととする。
9. この規則は、昭和62年10月6日から改正する。

日本胸部外科学会規則施行細則

第1章 役員 の 定 数

第1条 役員の定数は、本会の規則に定められたことのほかは、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長以外の理事 10名
- (2) 監 事 3名
2. 前項の規定にかかわらず、会長及び副会長を含む理事現在数が9名以上であるとき、又は監事現在数が2名であるときは、理事会の議決によって、理事又は監事を補充しないことができる。
3. 会長及び副会長以外の理事は、その専門分野の別により心・肺・食道外科の専門分野理事に区分し、各専門分野理事の定数は、それぞれの専門分野に属する正会員数による比例配分とする。ただし、各専門分野理事の最小数は1名とする。この場合における正会員は、選挙の前年度の3月1日現在の正会員とする。各専門分野理事の定数は、3年ごとに理事会で決定する。

第2章 役員 の 選 任

第1節 総 則

第2条 役員の選任は、本会の規則に定められたことのほかは、この細則に従って行う。

第3条 役員の選任は、評議員会に出席した評議員の無記名投票の選挙によって行う。ただし、委任状による投票は、これを認めない。

第4条 役員の選挙に当たって、議長は、評議員会に出席した評議員の中から、2名以上の開票立会人を指名する。

2. 開票立会人は、開票に立ち会い、その事務を監督する。

第5条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を使用しなかったもの
- (2) 被選挙権有権者でない者の氏名を記載したもの
ただし、連記投票においては、被選挙権有権者でない者の氏名を記載したものだけを無効とする。
- (3) 何人を記載したかを確認できないもの
- (4) 連記投票において同一の被選挙権有権者の氏名を重複して記載したもの
ただし、この場合は、1票だけを有効とし、重複した他の投票を無効とする。
- (5) 単記投票において複数の氏名を記載し、又は連記投票において定められた連記数を超える数の氏名を記載したもの
ただし、この場合は、その投票のすべてを無効とする。
- (6) 議長によって投票の終了が告げられるまでに投票されなかったもの

第6条 役員の選挙において、得票数が同数の者のうち、ある者だけを当選者としなければならない場合は、開票立会人の抽選によって、当選者を決定する。

第2節 会長及び副会長の選任

第7条 会長の選挙は、単記投票によって行い、得票数の最も多い者を当選者とする。

2. 前項の規定にかかわらず、評議員会の議決によって、選挙を行うことなく、次年度の副会長を、次々年度の会長として選任することができる。

第8条 副会長の選挙は、次の各項の規定によって行う。

2. 副会長の選挙は、副会長の立候補者（以下、副会長候補者と略記）を被選挙権有権者として、単記投

票によって行い、得票数の最も多い者を当選者とする。

3. 評議員は、副会長候補者になることができる。
4. 副会長に立候補する者は、会長が定めた期日の午後5時までに到着するよう、書留郵便によって、その旨を会長に届け出なければならない。
5. 前項に定める届け出には、別に定める様式に従って、副会長候補者の氏名、所属する施設名及び生年月日並びに副会長選挙広報に掲載するための経歴及び所信などを記載しなければならない。
6. 会長は、副会長の選挙を行う評議員会の会期の前までに到着するよう、副会長候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信などを掲載した副会長選挙広報を、あらかじめ評議員に送付する。

第9条 副会長に事故のあったとき、又は欠けたときは、会長は、理事の中から1名を指名して、副会長の職務代行者として委嘱することができる。

第3節 理事及び監事の選任

第10条 理事の選挙は、次の各項の規定によって行う。

2. 選挙によって選出する各専門分野理事数は、任期を残す各専門分野理事数を、各専門分野理事の定数から減じた数とし、会長がこれを評議員に通知するものとする。
3. 各専門分野理事の選挙は、各専門分野理事の立候補者（以下、理事候補者と略記）を被選挙権有権者として、前項に規定された数と同数の連記投票によって行い、得票数の最も多い者から、連記数までの順位にある者を当選者とする。
4. 評議員は、一つの専門分野に限って理事候補者になることができる。
5. 理事に立候補する者は、会長が定めた期日の午後5時までに到着するよう、書留郵便によって、その旨を会長に届け出なければならない。
6. 前項に定める届け出には、別に定める様式に従って、理事候補者の氏名、心・肺・食道のうちいずれか一つの専門分野、所属する施設名及び生年月日並びに理事選挙広報に掲載するための経歴及び所信などを記載しなければならない。
7. 会長は、理事の選挙を行う評議員会の会期の前までに到着するよう、理事候補者の氏名、専門分野、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信などを掲載した各専門分野別の理事選挙広報を、あらかじめ評議員に送付する。
8. 本条第5項に定めた期日までに理事に欠員を生じたときは、理事会の議決によって、前回の理事の選挙における次点者から、順次、繰り上げて、補充することができる。
9. 任期を残す理事が、副会長若しくは会長に選任され、又は特別会員若しくは名誉会員に推薦され、あるいはその他やむを得ない理由によって辞任したとき、その後任として選任された理事の任期は、選任された年の定期学術集会終了の翌日に始まり、次々定期学術集会終了の日に終わる。

第11条 監事の選挙は、次の各項の規定によって行う。

2. 監事の選挙は、通算2年の監事の任期を満了した評議員を除くその他の評議員を被選挙権有権者として、3名の連記投票によって行い、得票数の最も多い者から、3名を当選者とする。
3. 監事に欠員を生じたときは、理事会の議決によって、前回の監事の選挙における次点者から、順次、繰り上げて補充することができる。

第12条 理事及び監事の選挙において、次点者以下の候補者に得票数が同数の者があるときは、繰り上げて補充する場合の順位を、開票立会人の抽選によって決定する。

第3章 正会員の選任

第1節 総 則

第13条 正会員の選任は、本会の規則に定められたことのほかは、この細則に従って行う。

第14条 本会に、正会員選出委員会を置く。

2. 正会員は、正会員選出委員会の審査によって選出し、会長がこれを選任する。

3. 正会員は、本会の規則の第8条の理由によって会員の資格を喪失したとき、正会員の資格を喪失する。

第15条 正会員の選任は、毎年、これを行う。

第2節 正会員の審査の申請及び審査の基準

第16条 正会員になるための審査を受けようとする者は、審査の前年の11月1日現在において、次の各号に定められた条件をすべて備えていなければならない。

(1) 引き続き6年以上、一般会員であり、かつ、会費を完納していること

(2) 会長が公告した正会員審査の基準を満足していること

第17条 正会員になるための審査を受けようとする者は、審査の前年の11月30日までに、別に定める様式に従って、正会員の審査申請書を正会員選出委員会に提出しなければならない。

第18条 理事会は、この細則の第22条第1項の規定に従って正会員選出委員会が報告した正会員の審査のための基準案を審議し、正会員審査の基準を決定する。

第19条 会長は、前条の規定に従って決定された正会員審査の基準を、審査の前年の6月30日までに会員に公告し、かつ、審査の前年の定期総会において公示する。

第3節 正会員選出委員会

第20条 正会員選出委員会は、次の各号の正会員選出委員によって構成する。

(1) 正会員選出委員会の委員長 1名

(2) 専門分野正会員選出委員

イ) 肺、気管、縦隔、胸壁などの分野 1名

ロ) 心臓、大血管などの分野 1名

ハ) 食道などの分野 1名

(3) 地区正会員選出委員

イ) 北海道地区（北海道） 1名

ロ) 東北地区（青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島各県） 1名

ハ) 関東地区（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨各県） 1名

ニ) 東京地区（東京都） 1名

ホ) 中部地区（静岡、愛知、三重、岐阜、長野、富山、石川、福井各県） 1名

ヘ) 近畿地区（京都、大阪、滋賀、奈良、和歌山、兵庫各府県） 1名

ト) 中国・四国地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知各県） 1名

チ) 九州地区（福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄各県） 1名

2. 正会員選出委員会の委員長及び正会員選出委員は、この細則の第69条の規定に従って選任する。

3. 正会員選出委員会の委員長の任期は、1年とする。

4. 正会員選出委員の任期は、2年とする。

5. 正会員選出委員会の委員長又は正会員選出委員に欠員を生じたときは、会長は、速やかに正会員選出委員会の委員長又は正会員選出委員を補充する。

6. 補充によって選任された正会員選出委員会の委員長又は正会員選出委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第21条 正会員選出委員会は、定期正会員選出委員会及び臨時正会員選出委員会とする。

2. 定期正会員選出委員会は、次の各号の業務を行う。

(1) 正会員の審査のための基準案の作成

(2) 正会員になるための審査を申請した者の審査と正会員の選出

3. 臨時正会員選出委員会は、理事会が正会員審査についての異議の審議を正会員選出委員会に行わせることを議決したときは、その審議を行う。
4. 正会員選出委員会は、正会員選出委員会の委員長が招集する。
5. 正会員選出委員会の議長は、正会員選出委員会の委員長とする。ただし、正会員選出委員会の委員長に事故のある場合は、出席者の互選により議長を選出する。
6. 正会員選出委員会は、正会員選出委員現在数の3分の2以上が出席しなければ、開会することができない。文書による意志の表示は、出席とは認めない。
7. 正会員選出委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
8. 正会員選出委員会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席者代表2名が署名して、事務所に保管する。
9. 正会員選出委員会の議事は、公開しない。ただし、会員は、正会員選出委員会の委員長の承認を受けて、正会員選出委員会の議事録を閲覧することができる。

第4節 正会員の選出

- 第22条 定期正会員選出委員会は、毎年5月に、次年度の正会員の審査のための基準案を作成し、これを理事会に報告する。
2. 定期正会員選出委員会は、毎年1月10日までに、正会員審査申請書の審査によって正会員を選出し、かつ、審査の結果を理事会に報告する。
 3. 定期正会員選出委員会は、正会員になるための審査を申請した者の中、正会員に選出されなかった者に対しては、審査の年の1月15日までに必ず到着するよう、審査の結果を通知しなければならない。
- 第23条 正会員の審査に対する異議は、審査の年の2月1日までに必ず到着するよう、異議の内容を明記した文書によって、本人が会長にあてて申し立てるものとする。
2. 会長は、前項の異議の申し立てを受けたときは、理事会の議に付し、理事会又は正会員選出委員会のいずれが異議についての審議を行うかを議決する。
 3. 理事会が、本条第1項の異議についての審議を正会員選出委員会に行わせることを議決したときは、正会員選出委員会の委員長は、理事会議決後10日以内に、その異議についての審議を行うための臨時正会員選出委員会を招集しなければならない。
 4. 臨時正会員選出委員会は、本条第1項の異議についての審議を行ったときは、直ちに、その結果を理事会に報告しなければならない。
 5. 理事会は、審査の年の2月15日までに、本条第1項の異議の取り扱いについて議決し、会長は、これを異議を申し立てた者に通知する。
 6. 本条第2項から第5項までの規定に従って、本条第1項の異議の取り扱いが本人に通知されたのちは、同一の内容にかかわる異議の申し立ては、これを受け付けない。
- 第24条 会長は、この細則の第22条及び第23条の規定により選出された者を、審査の年の3月1日までに、正会員として選任する。
- 第25条 正会員の審査及び選出に関して疑義を生じたときは、理事会の議決によって決定する。

第4章 評議員立候補資格者の選定

第1節 総 則

- 第26条 評議員立候補資格者(以下、評議員資格者と略記)の選定は、本会の規則に定められたことのほかは、この細則に従って行う。
- 第27条 本会に、評議員資格者選出委員会を置く。
2. 評議員資格者は、評議員資格者選出委員会の審査によって選出し、会長がこれを選定する。

3. 評議員資格者は、正会員の資格を喪失したとき、評議員資格者の資格を喪失する。

第28条 評議員資格者の選定は、毎年、これを行う。

第2節 評議員資格者の審査の申請及び審査の基準

第29条 評議員資格者になるための審査を受けようとする者は、審査の前年の11月1日現在において、次の各号に定められた条件をすべて備えていなければならない。ただし、次の評議員選挙の年の4月1日において、満65歳を越える者は審査の申請をすることができない。

- (1) 引き続き7年以上、正会員であり、かつ、会費を完納していること
 - (2) 会長が公告した評議員資格者審査の基準を満足していること
2. 前項の規定にかかわらず、引き続き7年以上、正会員で、かつ、会費を完納している者であって、日本胸部外科学会認定医認定制度規則によって指導医として選定されている者は、評議員資格者になるための審査を受けることができる。

第30条 評議員資格者になるための審査を受けようとする者は、審査の前年の11月30日までに、別に定める様式に従って、評議員資格者の審査申請書を評議員資格者選出委員会に提出しなければならない。

第31条 理事会は、この細則の第35条第1項の規定に従って評議員資格者選出委員会が報告した評議員資格者の審査のための基準案を審議し、評議員資格者審査の基準を決定する。

第32条 会長は、前条の規定に従って決定された評議員資格者審査の基準を、審査の前年の6月30日までに会員に公告し、かつ、審査の前年の定期総会において公示する。

第3節 評議員資格者選出委員会

第33条 評議員資格者選出委員会は、次の各号の評議員資格者選出委員によって構成する。

- (1) 評議員資格者選出委員会の委員長 1名
 - (2) 専門分野評議員資格者選出委員
 - イ) 肺、気管、縦隔、胸壁などの分野 1名
 - ロ) 心臓、大血管などの分野 1名
 - ハ) 食道などの分野 1名
 - (3) 地区評議員資格者選出委員
 - イ) 北海道地区（北海道） 1名
 - ロ) 東北地区（青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島各県） 1名
 - ハ) 関東地区（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨各県） 1名
 - ニ) 東京地区（東京都） 1名
 - ホ) 中部地区（静岡、愛知、三重、岐阜、長野、富山、石川、福井各県） 1名
 - ヘ) 近畿地区（京都、大阪、滋賀、奈良、和歌山、兵庫各府県） 1名
 - ト) 中国・四国地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知各県） 1名
 - チ) 九州地区（福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄各県） 1名
2. 評議員資格者選出委員会の委員長及び評議員資格者選出委員は、この細則の第69条の規定に従って選任する。
3. 評議員資格者選出委員会の委員長の任期は、1年とする。
4. 評議員資格者選出委員の任期は、2年とする。
5. 評議員資格者選出委員会の委員長又は評議員資格者選出委員に欠員を生じたときは、会長は、速やかに評議員資格者選出委員会の委員長又は評議員資格者選出委員を補充する。
6. 補充によって選任された評議員資格者選出委員会の委員長又は評議員資格者選出委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7. 評議員資格者選出委員会の委員長と正会員選出委員会の委員長とは、相互に兼ねることができる。
 8. 評議員資格者選出委員と正会員選出委員とは、相互に兼ねることができる。
- 第34条 評議員資格者選出委員会は、定期評議員資格者選出委員会及び臨時評議員資格者選出委員会とする。
2. 定期評議員資格者選出委員会は、次の各号の業務を行う。
 - (1) 評議員資格者の審査のための基準案の作成
 - (2) 評議員資格者になるための審査を申請した者の審査と評議員資格者の選出
 3. 臨時評議員資格者選出委員会は、理事会が評議員資格者審査についての異議の審議を評議員資格者選出委員会に行わせることを議決したときは、その審議を行う。
 4. 評議員資格者選出委員会は、評議員資格者選出委員会の委員長が招集する。
 5. 評議員資格者選出委員会の議長は、評議員資格者選出委員会の委員長とする。ただし、評議員資格者選出委員会の委員長に事故のある場合は、出席者の互選により議長を選出する。
 6. 評議員資格者選出委員会は、評議員資格者選出委員現在数の3分の2以上が出席しなければ、開会することができない。文書による意志の表示は、出席とは認めない。
 7. 評議員資格者選出委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 8. 評議員資格者選出委員会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席者代表2名が署名して、事務所に保管する。
 9. 評議員資格者選出委員会の議事は、公開しない。ただし、会員は、評議員資格者選出委員会の委員長の承認を受けて、評議員資格者選出委員会の議事録を閲覧することができる。

第4節 評議員資格者の選出

- 第35条 定期評議員資格者選出委員会は、毎年5月に、次年度の評議員資格者の審査のための基準案を作成し、これを理事会に報告する。
2. 定期評議員資格者選出委員会は、毎年1月10日までに、評議員資格者審査申請書の審査によって評議員資格者を選出し、かつ、審査の結果を理事会に報告する。
 3. 定期評議員資格者選出委員会は、評議員資格者の審査を申請した者の中、評議員資格者に選出されなかった者に対しては、審査の年の1月15日までに必ず到着するよう、審査の結果を通知しなければならない。
- 第36条 評議員資格者の審査に対する異議は、審査の年の2月1日までに必ず到着するよう、異議の内容を明記した文書によって、本人が会長にあてて申し立てるものとする。
2. 会長は、前項の異議の申し立てを受けたときは、理事会の議に付し、理事会又は評議員資格者選出委員会のいずれが異議についての審議を行うかを議決する。
 3. 理事会が、本条第1項の異議についての審議を評議員資格者選出委員会に行わせることを議決したときは、評議員資格者選出委員会の委員長は、理事会議決後10日以内に、その異議についての審議を行うための臨時評議員資格者選出委員会を招集しなければならない。
 4. 臨時評議員資格者選出委員会は、本条第1項の異議についての審議を行ったときは、直ちに、その結果を理事会に報告しなければならない。
 5. 理事会は、審査の年の2月15日までに、本条第1項の異議の取り扱いについて議決し、会長は、これを異議を申し立てた者に通知する。
 6. 本条第2項から第5項までの規定に従って、本条第1項の異議の取り扱いが本人に通知されたのちは、同一の内容にかかわる異議の申し立ては、これを受け付けない。
- 第37条 会長は、この細則の第35条及び第36条の規定により選出された者を、審査の年の3月1日までに、評議員資格者として選定する。
- 第38条 評議員資格者の審査及び選出に関して疑義を生じたときは、理事会の議決によって決定する。

第5章 評議員の選任

第1節 総 則

第39条 評議員の選任は、本会の規則に定められたことのほかは、この細則に従って行う。

2. 評議員は、その選任の方法により、選挙によって選任される評議員（以下、選挙評議員と略記）及び推薦によって選任される評議員（以下、推薦評議員と略記）とに区分する。
3. 評議員の選任は、3年ごとに、これを行う。

第2節 選挙による評議員の選任

第40条 選挙評議員の定数は、250名以上270名以内とし、選挙評議員の選挙（以下、選挙と略記）の都度、理事会が決定する。

第41条 評議員の選挙を管理するため、本会に、選挙管理委員会を置く。

2. 選挙管理委員会の委員（以下、委員と略記）は、この細則の第42条に定める選挙区のそれぞれにつき2名とし、会長が、正会員の中から委嘱する。
3. 選挙管理委員会の委員長は、会長が、委員の中から委嘱する。

第42条 選挙は、全国を8地区（以下、選挙区と略記）に区分し、それぞれの選挙区ごとに行う。

2. 選挙区の区分には、この細則の第33条第1項第3号の地区の区分を準用する。

第43条 各選挙区の選挙評議員の定数は、各選挙区の正会員数による比例配分によるものとし、選挙の都度、理事会が決定する。

ただし、この場合における正会員は、選挙の前年度までの会費を、選挙の前年の9月1日までに完納した正会員とする。

2. 選挙管理委員会は、各選挙区の選挙評議員の定数を、この細則の第44条に定める選挙権及び被選挙権の有権者に公示する。
3. 前項の公示は、この細則の第48条に定める選挙の公告と同時にを行う。

第44条 選挙における選挙権の有権者（以下、有権者と略記）は、選挙の前年度までの会費を、選挙の前年の9月1日までに完納した正会員とする。

2. 有権者が所属する選挙区は、選挙の前年の9月1日現在の主たる勤務地によって定める。ただし、現に勤務していない者については、その居住地によって定める。

第45条 選挙管理委員会は、各選挙区別に区分した有権者名簿を作成し、選挙の前年の11月1日までに、正会員に送付する。

第46条 正会員は、有権者名簿に脱漏又は誤記があると認めたときは、11月16日までに、選挙管理委員会に異議の申し立てをすることができる。

2. 選挙管理委員会は、異議が正当であると認めたときは、有権者名簿を訂正し、かつ、これを必要な範囲において、有権者に周知しなければならない。
3. 選挙管理委員会は、異議が正当でないと認めたときは、異議を申し立てた者にその旨を通知しなければならない。

第47条 選挙管理委員会は、有権者名簿に脱漏又は誤記があると認めたときは、有権者名簿を訂正し、かつ、これを必要な範囲において、有権者に周知しなければならない。

第48条 選挙管理委員会は、選挙の前年の12月1日までに、有権者に対して、選挙を実施することを、文書によって公告しなければならない。

第49条 評議員に立候補する者は、選挙の前年度までの会費を、選挙の前年の9月1日までに完納した評議員資格者でなければならない。

2. 評議員に立候補する者が所属する選挙区は、選挙の前年の9月1日現在の主たる勤務地によって定める。ただし、現に勤務していない者については、その居住地によって定める。
3. 評議員に立候補する者は、選挙の公告があった日から選挙の年の1月16日の午後5時までに必ず到着

するよう、書留郵便によって、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

第50条 選挙管理委員会は、前条第2項の規定に従って届け出を行った者を評議員候補者（以下、候補者と略記）とし、候補者名簿を作成し、これを投票用紙とともに、選挙の年の2月15日までに、有権者に送付しなければならない。

第51条 選挙の期日は、3月15日とする。

第52条 選挙は、候補者の数がその選挙区の選挙評議員の定数を超えた選挙区について行う。

2. 候補者の数がその選挙区の選挙評議員の定数を超えない選挙区については、選挙を行うことなく、候補者を選挙評議員とする。

第53条 選挙は、この細則の第43条に規定された定数を連記する無記名投票によって行う。

ただし、投票用紙を郵送するための封筒の外側には、投票を行った有権者の氏名を明記しなければならない。

2. 有権者は、選挙管理委員会から送付された投票用紙を用いて投票し、これを選挙の期日の午後5時までに必ず到着するよう、選挙管理委員会に郵送しなければならない。

第54条 開票は、選挙管理委員会が、これを行う。選挙区ごとに作製された得票集計表には、開票を行った選挙管理委員が署名しなければならない。

第55条 次の各号の投票は、これを無効とする。

(1) 正規の投票用紙を使用しなかったもの

(2) 候補者でない者の氏名を記載したもの

ただし、連記投票においては、候補者でない者の氏名を記載したものだけを無効とする。

(3) 定数を超えて記載したもの

(4) 定数の90%に満たないもの

(5) 記載した氏名を確認できないもの

(6) 選挙の期日までに到着しなかったもの

(7) 投票用紙を郵送した封筒の外側に、有権者の氏名が記入されていなかったもの

(8) 選挙管理委員会の指示に反したもの

第56条 選挙評議員は、選挙区ごとに、得票数の最も多かった者から、順次、この細則の第43条に定める定数までの順位にある者を当選とする。

2. 得票数が同数の者が2名以上あったときは、選挙管理委員会の抽選によって、順位を決定する。

3. 選挙管理委員会は、選挙の結果を会員に公告する。

第57条 選挙評議員の任期は、選挙の年の4月1日に始まる。

第58条 選挙評議員が、勤務地又は居住地を他の選挙区に移動したとき、移動の前及び後の選挙区に生じた選挙評議員数の減少及び増加は、これを減少及び増加とは見做さない。

第59条 選挙評議員の選任に関して疑義を生じたときは、選挙管理委員会の議決によって決定する。

第3節 推薦評議員の選任

第60条 推薦評議員候補者を選考するため、本会に、推薦評議員候補者選考委員会（以下、推薦委員会と略記）を置く。

2. 推薦評議員の定数は、30名以内とする。

3. 推薦委員会は、次の各号の委員によって構成する。

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 評議員資格者選出委員会の委員長 | 1名 |
| (4) 専門分野評議員資格者選出委員 | 3名 |
| (5) 地区評議員資格者選出委員 | 8名 |

(6) そのほか会長が必要と認めた者 若干名

4. 委員は、会長が委嘱する。
5. 推薦委員会の委員長は、会長とする。

第61条 推薦委員会は、選挙評議員が選任された後、速やかに開催し、その年の選挙の候補者であって、かつ、本会において指導的な業績を挙げている者の中から、専門分野、地区及び所属する施設等を考慮して、推薦評議員候補者を選考する。

2. 会長は、理事会の議を経て、推薦評議員候補者を、推薦評議員として選任する。

第62条 推薦評議員の任期は、評議員選挙の年の4月1日に始まる。

第6章 特別会員候補者の選出

第63条 理事会は、特別会員候補者を選出する。

第64条 特別会員候補者は、次の各号の基準によって選出する。

- (1) 年齢が満60歳以上であること
- (2) 通算20年以上、評議員であったこと
- (3) 本条第1号及び第2号の基準にかかわらず、理事会において、特別会員候補者とすることがふさわしいと認められたこと

第7章 名誉会員候補者の選出

第65条 理事会は、名誉会員候補者を選出する。

第66条 名誉会員候補者は、次の各号の基準によって選出する。

- (1) 年齢が満60歳以上であること
- (2) 会長若しくは副会長であったこと又は通算4年以上にわたって役員であったこと
ただし、補充によって選任された役員の1年未満の任期は、切り上げて1年と算定する。
- (3) 本条第1号及び第2号の基準にかかわらず、理事会において、名誉会員候補者とすることがふさわしいと認められたこと

第8章 名誉会長候補者の選出

第67条 理事会は、名誉会長候補者を選出する。

第68条 名誉会長候補者は、次の各号の基準によって選出する。

- (1) 年齢が満70歳以上であること
- (2) 本会の会長であったこと

第9章 委員会の委員長及び委員

第69条 委員会の委員長及び委員は、別に規定された場合のほかは、次の各項の規定によって選任する。

2. 委員会の委員長は、理事の中から選任する。
3. 委員会の委員は、評議員の中から選任する、ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。
4. 委員会の委員長及び委員の任期は、別に規定された場合のほかは、1年とする。
5. 委員会の委員長及び委員は、再任を妨げない。ただし、特別の理由のある場合のほかは、引き続き4年を超えて、同一の委員会の委員であることはできない。
6. 委員会の委員長又は委員に、委員としてふさわしくない行為のあったとき、又は特別の事情のあるときは、その任期中であっても、当該委員会及び理事会の議決によって、これを解任することができる。
7. 委員会の委員が、監事に選任されたとき、又は特別会員若しくは名誉会員に推薦されたときは、その任期中であっても、引き続き委員であることはできない。

第10章 会費及び評議員費

第70条 一般会員の会費は、年額10,000円とする。

2. 正会員の会費は、年額15,000円とする。

3. 評議員は、評議員費として、年額5,000円を、別に納入しなければならない。

第11章 地 方 会

第71条 本会に、次の各号の地方会を置く。

(1) 北海道地方会

(2) 東北地方会

(3) 関東甲信越地方会

(4) 関西地方会

(5) 九州地方会

第72条 地方会は、地方会の規則によって運営する。

第73条 地方会は、次の各号の事項を、理事会に届け出なければならない。

(1) 地方会の規則

(2) 地方会の事務所

(3) 地方会の会長及びその他の役員の氏名

(4) 地方会の事業計画

第74条 本会と地方会との連絡は、地方会の会長が、これに当たる。

第75条 地方会に関して疑義を生じたときは、理事会の議決によって決定する。

第12章 補 則

第76条 この細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、変更することができる。

附 則

1. この細則は、昭和43年10月28日から施行する。

2. この細則は、昭和48年9月19日から改正する。

3. この細則は、昭和53年10月12日から改正する。

4. この細則は、昭和54年11月6日から改正する。

5. この細則は、昭和55年9月23日から改正する。

6. この細則は、昭和56年9月23日から改正する。

7. この細則は、昭和57年10月12日から改正する。

8. この細則は、昭和58年11月10日から改正する。

9. この細則は、昭和60年10月2日から改正する。

10. この細則は、昭和61年10月14日から改正する。

11. この細則は、昭和62年10月5日から改正する。

12. この細則は、昭和63年10月3日から改正する。

13. この細則は、平成元年10月15日から改正する。

14. この細則は、平成2年10月17日から改正する。

ただし、第10条の改正は、平成5年1月1日から施行する。

15. この細則は、平成6年10月24日から改正する。

16. この細則は、平成7年10月2日から改正し、平成8年1月1日から施行する。

17. この細則は、平成8年10月14日から改正する。